

## カウンセリングに関する重要事項説明書

なりた♡みらい相談室(以下、甲という。)とご相談者(以下、乙という。)は乙の夫婦問題のカウンセリング(以下、カウンセリングという。)について次のとおり行います。

### 第1条 甲は乙に対して、次のとおりカウンセリングを行います。

- ① 甲は乙に誠意と信頼関係を尊重したカウンセリングを行います。
- ② 甲は乙の夫婦問題に直面している悩みを聴き、最善の方法及び進むべき道を選択できるよう共に話し合い、乙が自力で解決策を見出せるように助言します。
- ③ 甲は乙の精神的な支援・ケアを行なうとともに、行政書士(以下、丙という。)とタイアップして専門的知識を駆使し、その両面からサポートします。
- ④ カウンセリング業務に関連して必要となる書類作成及びその相談においては丙が担当します。
- ⑤ 甲は乙にカウンセリングの内容・状況等に応じて、業務連携する弁護士・社会保険労務士・税理士等への紹介を斡旋し、相談を受けることができます。  
ただし、その場合の各専門家への相談料等は別途となります。

### 第2条 甲と乙間のカウンセリング期間及び終了は次のとおりとします。

- ① 初回のカウンセリングから6ヵ月間以内はアフターサポートカウンセリング(以下、アフターサポートという。)で対応することが可能です。
- ② アフターサポートは主に電話及びメールで対応いたしますが、必要に応じて面談を行います。
- ③ 乙からの希望があれば、6ヵ月以降もアフターサポートを継続します。
- ④ アフターサポートに入らずに6ヵ月以上の期間が経過した後、再度ご相談の際には初回カウンセリング料金となります。
- ⑤ アフターサポートを終了する場合、乙は甲にその旨をお知らせいただきます。

### 第3条 カウンセリング及びアフターサポートに関する業務日時等は次のとおりとします。

ただし、特別な事情がある場合は事前にご相談いただき、可能な範囲で対応できるように努めます。

業務日： 原則として月曜日～金曜日

休業日： 原則として土・日・祝祭日及び年末年始

業務時間： 午前10時～午後6時

その他： 出張・研修・所要等により臨時で休業する場合があります

### 第4条 初回カウンセリング及びアフターサポート料金は原則として別表のとおりとします。

**第5条 カウンセリング料金の支払いは次の方法によるものとします。**

- ① 面談カウンセリングは面談後にお支払いいただきます。
- ② アフターサポート及びメール・電話でのカウンセリングは、下記指定口座にお振込みいただきます。

**【お振込先】 千葉興業銀行 成田支店**  
**普通:1049247**  
**なりた みらい 鈴木陽子**

**第6条 甲は、カウンセリング等によって知り得た乙のプライバシー等に関する個人情報を保護し、秘密を厳守します。(行政書士法第12条)**

**第7条 特約事項**

**【離婚・夫婦・家族問題】**

別表 カウンセリング・アフターサポート料金(土・日及び業務時間外は10%増となります)

	カウンセリング方法	時間等	料 金	備 考
初 回	面 談	2 時間	15,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	夫婦・家族面談	2 時間	20,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	電 話	1 時間	7,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	メー ル	1 往復	3,000 円	
2回目以降	継続相談	1 カ月間	5,000 円	1カ月ごとに更新 (電話・メールで対応できる範囲 でサポートいたします)
	アフターサポート 電 話			
	アフターサポート メール			
	アフターサポート面 談	1時間	5,000 円	延長 30 分ごとに 2,500 円 (上記、継続相談中の方を対象 にサポートいたします)

アフターサポート期間中の文書作成料金(カウンセリングなし文書作成のみの場合+5,000 円)

文書等作成料金(行政書士担当)内 容	料 金
・離婚協議書作成	15,000 円～
・財産分与等契約書作成	15,000 円～
・夫婦の別居と婚姻費用の分担に関する契約書作成	15,000 円～
・公正証書原案作成(公証役場との打ち合わせ含む)	25,000 円～
・調停等陳述書作成	15,000 円～
・内容証明郵便作成	12,000 円～
・内容証明郵便作成(行政書士名入)	15,000 円～
・その他 私文書作成等	12,000 円～

※上記は税抜き料金です

【結婚問題】

別表 カウンセリング・アフターサポート料金(土・日及び業務時間外は10%増となります)

	カウンセリング方法	時間等	料 金	備 考
初 回	面 談	1 時間	6,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	家族面談	1 時間	10,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	電 話	1 時間	5,000 円	延長 30 分ごとに 3,000 円
	メール	1 往復	3,000 円	
2回目以降	継続相談	1 カ月間	5,000 円	1カ月ごとに更新
	アフターサポート 電 話			(電話・メールで対応できる範囲
	アフターサポート メール			でサポートいたします)
	アフターサポート面 談	1時間	5,000 円	延長 30 分ごとに 2,500 円 (上記、継続相談中の方を対象 にサポートいたします)

結婚問題関係の文書作成料金

文書等作成料金(行政書士担当)内 容	料 金
・婚約契約書作成	30,000 円～
・婚前契約書作成 プリナップ	30,000 円～
・事実婚(内縁)契約書	30,000 円～
・公正証書原案作成(公証役場との打ち合わせ含む)	40,000 円～
・その他 私文書作成等	15,000 円～

※上記は税抜き料金です